

保育所等利用調整基準の改正について

1. 利用調整基準の改正

(1) 背景・目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施に合わせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。現在の基準についても、旧基準や国通知の優先利用の取扱いを踏まえた上で、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、適宜見直しを行っている。

しかし、きょうだい同一施設を希望する場合、現行の加点では異なる施設を利用せざるを得ない方が一定数おられること、また、同一点数時の順位表においては、5番目の『直近課税年度の利用負担額にかかる市町村民税額の低い順』で入所決定となることが多いが、育休等の場合は取得時期により収入が変動し、実態が反映されていない場合もあり、課題となっている。

そのため、きょうだい利用に係る加点と、同一点数時の順位表の見直しよう要綱の改正を行う。

(2) 意見公募

①実施期間

令和3年6月9日(水)～令和3年7月9日(金)

②意見の提出状況

・今回の一部改正に関する意見の概要 1通2件

③公表及び改正時期

・結果の公表：令和3年8月27日公表予定。
・要綱の改正：令和3年9月13日より施行。ただし、令和4年4月1日入所分より適用する。

④意見の概要

別紙1参照。

(3) 改正の概要

- ・きょうだい同一園に入所できるように、きょうだい利用の調整点数の引き上げを行う。調整点数（加点）は、保育士の復職と同水準の高い点数とする。
- ・同一点数時の順位表については、客観的な指標として、公的に確認することができるものは『市民税額』しかないため、事務的なことを考慮してもそれを基準とするしかなく、福祉的配慮の観点からも、この項目をなくすべきではないと判断している。ただし、10項目ある同一点数時の順位表の順位について、現行5番目から7番目に見直しを行う。

(参考1) きょうだい加点

きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする場合	15 (+7)
きょうだいが同時に申込をする場合	5
すでにきょうだいが保育所等を利用している場合 (転所申込を除く)	8
うちきょうだいが利用している保育所等を第一希望で申込する場合	15 (+7)

(参考2) 同一点数順位

新	旧	
1	1	神戸市民である (転入予定者を除く)。
2	2	基本点数が高い順。
3	3	当該保育所等の希望順位が高いもの。
4	4	3ヶ月分以上利用料 (保育料) の滞納がないこと。
<u>5</u>	<u>6</u>	利用調整の結果、内定後に利用を辞退していないこと (平成30年10月以降の内定に限る)。
<u>6</u>	<u>7</u>	利用開始時点における、申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順。
<u>7</u>	<u>5</u>	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順。 ※福祉的観点
8	8	同一点数となった全員が育児休業中の場合、当該年度内に育児休業が終了するもの。
9	9	同一点数となった全員が就労事由の場合、自宅から勤務先まで合理的な手段での通勤時間が長い順 (父母の時間を合算。ひとり親の場合は当該ひとり親の通勤時間を倍とする)。
10	10	希望施設数を多く記入している順。

R3.8.27 子ども子育て会議
教育・保育部会
利用調整基準の改正について

「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」の
一部改正（案）に対する意見の概要及び神戸市の考え方

- ・意見募集期間 : 令和3年6月9日（水）～ 令和3年7月9日（金）
- ・意見提出合計 : 1通2件
- ・今回の一部改正（案）に関する意見の概要及び神戸市の考え方：以下のとおり

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	きょうだい利用の調整点を15点に設定した根拠があればわかりやすいです。	今回の改正は、きょうだいが可能な限り同一施設に入所できるようにするためのものです。 そのため、他の調整点数とのバランスを考慮し、本改正（案）での点数は、保育士の加点項目等の次に高い点数に設定しました。
2	背景として、待機児童の状況や解消の見込みについても触れておればわかりやすいです。	神戸市では、待機児童対策として「保育施設の整備」「保育人材の確保」「利用者支援の充実」に取り組み、保育定員の拡大を進めてきました。令和2年度は、約900人分の保育所等利用定員拡大を達成し、令和3年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は、過去最少の11人となりました。 引き続き、待機児童対策に取り組むことはもちろん、利用者の利便性も高めていきたいと考えています。 子育て環境の充実、仕事と子育てが両立できる環境づくりをめざし、安心して子育てができるまちの実現に取り組んでいきます。